

別表2 未来の農業を拓く海外販路構築支援事業 実施計画の評価基準

I 事業実施主体の業種による基準

項目	ポイント
① 農畜水産業者	
・農業経営体、漁業経営体 ※出荷組合等、上記経営体のみで構成するグループを含む	3
② 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合	1
①～②のいずれかが含まれるグループ	
・構成員名簿に記載された者のうち、最も多い者が①の場合	2
・構成員名簿に①または②が含まれている場合	1

II 輸出に資する環境整備の状況による基準

項目	ポイント
事業実施時に輸出に有利な認証取得	
国際水準GAP (GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、ぎふ清流GAP(※1))、ISO22000、GFSI承認規格 (FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FAMAへの対応、コーシャ、ハラール、JFS-B、有機JAS、FDA登録、海外での知的財産権 (種苗登録、商標登録等)	
・輸出先国の規制に応じ、認証を1つ以上取得済み	2
・輸出先国の規制に応じるため、事業期間内に認証取得への取組みを開始	1

※ぎふ清流GAPの農場評価(国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守していること)及び組織評価を受けること

III 取組内容に関する基準

項目	ポイント
輸出品目と輸出先国の両方を拡大	2

※輸出品目の拡大は、原則HSコードが異なっている品目に取り組む場合を加点対象とする。

IV 目標設定による基準

項目	ポイント
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を15%以上に拡大(皆増を含む)	3
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を10%以上15%未満に拡大	2
事業実施前年度から目標年度までに、輸出量を5%以上10%未満に拡大	1

※輸出量が複数品目ある場合は、その合計量の目標設定により評価する。

V 過去の実績等による基準

項目	ポイント
本事業(新規輸出品目促進事業実施計画を含む)に初めて取り組む者	4
本事業(新規輸出品目促進事業実施計画を含む)への取組みが2年目の者	2
本事業(新規輸出品目促進事業実施計画を含む)への取組みが3年目の者	1
以前に未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施計画(新規輸出品目促進事業実施計画を含む)を策定している者の目標	
直近の未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施計画書の年度目標の達成度が80%以上	0
直近の未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施計画書の年度目標の達成度が40%以上80%未満	-1
直近の未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施計画書の年度目標の達成度が40%未満	-2
直近の未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施計画書の年度目標を下げた場合	-2

ただし、目標を達成できない場合や年度目標を下げた理由が、事業実施主体に非がない要因によるものと知事が判断した場合は、ポイントを減点しないものとする。

<事業実施主体に非がない要因(例)>

- ・輸出先国・地域の事情により、輸出できなくなった場合
(一方的な施設認定の取り消し、検疫条件や衛生管理等に係る輸出要件の変更、関税の増額等)
- ・現地流通事業者等から一方的に不利益な条件を提示された場合
- ・災害等により現在の流通ルートによる輸出が困難となった場合 等